

## 平成 23 年度木のまち整備促進事業について

### 1. 趣旨

本事業は、再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する大規模な木造建築物等の先導的な整備事例について、その具体的内容を広く国民に示し、木造建築物等に係る技術の進展に資するとともに普及啓発を図ることを目的としております。

この観点から、本事業では、先導的な設計・施工技術が導入される大規模な建築物の木造化・木質化を実現する事業計画の提案を公募し、そのうち上記の目的に適う優れた提案に対し、予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用の一部を補助します。

### 2. 対象事業の種類

次の①若しくは②のいずれかであって、建築物における木造化・木質化の推進に向けたモデル性、先導性が高い木造建築物等の建設又は改修に係る事業計画として選定されたものを補助の対象とします。

- ①建築物の木造化
- ②建築物の内装・外装の木質化

### 3. 対象事業の要件

提案する内容に応じて、次の①から⑤までの全ての要件に該当するもの。

- ①構造・防火面で先導性に優れた設計又は施工技術が導入される事業計画であること。
- ②構造材又は内外装材に木材を一定以上使用するものであること。
- ③建築基準法令上、構造・防火面の特段の措置を必要とする規模以上のものであること。
- ④木造化・木質化に関し、多数の利用者等への普及啓発を積極的に行うこととしていること、又は木造化・木質化に関する設計・施工の技術・ノウハウを積極的に公開すること。
- ⑤平成23年度に事業に着手するものであること。

### 4. 補助金の額

#### ①調査設計計画費

建築物の調査設計計画費のうち、先導的な木造化・木質化に関連する費用の2/3の額のうち、国土交通省が認める費用。

#### ②建設工事費

木造化・木質化に関する先導的な設計・施工技術を導入した場合の工事費と、当該設計施工技術を導入しない場合の工事費の差額(掛かり増し費用相当額)の2/3の額のうち、国土交通省が認める費用。

### 5. 応募期間

平成23年5月27日(金)から7月1日(金)まで

### 6. 木のまち整備促進事業評価委員会

平成23年度木のまち整備促進事業評価・実施支援室に設置する、学識経験者等からなる「木のまち整備促進事業評価委員会」において、応募提案の評価を実施しました。